

# 原子力安全委員会安全目標 中間とりまとめ報告書 からの論点

第2回 安全目標検討合同WG

2024年6月20日

# はじめに

- ✓「原子力安全委員会 安全目標専門部会 『安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ』2003年（平成15年）12月」（以下、原安委報告書）に記載されている見解とその理由、背景から、本WGでの論点とすべき事項をリストアップした。
- ✓本日の2-2-1資料の分類項目に従い、原安委報告書の記載を維持しつつ、論点を記載した。論点は階層化し、除外している事項、理由、説明などは一段下の階層にした。ただし「3. 全体検討プロセス」は原安委当時の内容としては記載がないので省いた。
- ✓論点は当時の原安委での見解であり、本WGの議論として見直す、追加するという俎上に載せていくこととしたい。

# 1. 必要性と目的

- ✓ 安全目標は、原子力利用活動に対して求めるリスクの抑制の程度を定量的に明らかにするものである。
  - 規制活動に透明性、予見性を与え、内容をより効果的で効率的なものにすること、様々な原子力利用活動分野に対する規制活動を横断的に評価し、合理的で相互に整合性のあるものにすること、に安全目標は寄与すること。
  - 事業者は自らのリスク管理活動を、安全目標を参照して計画・評価することにより、規制当局の期待に応える活動をより効果的かつ効率的に実施する。
  - 規制活動や事業者の安全確保活動にかかる国民との意見交換を効果的・効率的に行うことに安全目標は貢献する。

## 2. 位置づけ・活用方法とその効用

- ✓ 安全目標によって示すリスクの抑制水準は、現在の規制の枠組みの中で達成し得るものであり、現状とかけ離れた高い努力目標ではない。
- ✓ 規制活動の全体にわたる判断の参考にまず適用し、個別施設への適用は経験を積んだ段階で行う。
- ✓ 安全目標を満足していない施設は不安全と直ちに結論付けることはせず、なぜそのような違いが生じたか、規制の同処に不適當なところがあったかという見直しが行われることになる。個別の施設が安全か否かの判断は、こうして見直された規制体系に基づいてなされる。

## 4. 対象範囲

- ✓ 公衆に放射線被ばくによる悪影響を及ぼす可能性のある原子力利用活動を安全目標の対象とする。
  - 内的事象と外的事象の両者を対象とするが、産業破壊活動等の意図的な人為事象は対象外とする。
  - 線量目標値が定められている発電用原子炉施設平常運転時のリスクは対象としない。
  - 施設の従事者の安全確保は、放射線障害防止法、労働安全衛生法により適切になされていることから安全目標の対象としない。

# 5. 目標・指標の種類と論理構造

- ✓ 事故によるリスクの抑制水準を示す定性的目標と、その具体的水準を示す定量的目標で構成する。
  - 定量的目標の指標は、健康被害の発生確率の抑制水準として公衆の個人死亡リスクを用いる。その理由は、健康被害の可能性を抑制するために行うべき活動の深さや広さを共通の指標で示すことができるから。
  - 第一の指標は、原子力施設の敷地境界付近の公衆の平均急性死亡リスクとし、敷地境界からある距離の範囲の公衆の平均がん死亡リスクを第二の指標とする。
  - 一定数を超える人々が同時に有害な影響を受ける状況が発生する可能性の抑制水準（集団の健康リスク）は対象としない。
  - 周辺社会への経済的影響（土地の放射能汚染等）、社会的影響（放射性物質の放散による、集団への健康影響のほかに、土地が汚染して人々の生活空間が制限されるなどの影響）は対象にしない。

## 6. 指標の判断基準と妥当性確認方法

### ✓ 指標のもつ不確かさの扱い

- 信頼性や有効性の高い対策が計画実施されている場合には、年当たり百万分の2以下であれば、原則として安全目標を満足すると判断することが妥当である。

## 7. 社会受容・合意形成及び実装に向けた課題

- ✓ 適用に際しての課題を抽出、解決するために、試行を実施すべき。
- ✓ 不確かさの下での目標適合性判断のためのガイド等の整備が必要。
- ✓ コミュニケーション
  - 原安委報告書を提示し安全目標について議論し幅広く展開し、深めていくために国民との対話を行い、原子力利用活動に伴う公衆の健康リスクを合理的に実行可能な限り低くする努力の重要性を国民に説明する必要がある。